

第4編 資料編

第1章 関係例規等

○福山市宅地造成等規制法施行細則（平成5年規則第22号）

（趣旨）

第1条 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（障害物の伐除又は土地の試掘等の許可の申請）

第2条 法第5条第1項の規定による障害物の伐除の許可を受けようとする者は、障害物伐除許可申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請をしなければならない。

- （1）障害物の所有者及び占有者との交渉の経過を示す書面
- （2）伐除を行う場所の位置を示す図面（縮尺10,000分の1以上のものに限る。）
- （3）伐除を行う場所の区域を示す図面（縮尺500分の1以上のものに限る。）

2 法第5条第1項の規定による試掘等の許可を受けようとする者は、土地試掘等許可申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請をしなければならない。

- （1）土地の所有者及び占有者との交渉の経過を示す書面
- （2）試掘等を行う場所の位置を示す図面（縮尺10,000分の1以上のものに限る。）
- （3）試掘等を行う場所の区域を示す図面（縮尺500分の1以上のものに限る。）

（身分証明書の様式）

第2条の2 法第6条第1項又は第2項に規定する証明書は、別記様式第1号による。

（障害物の伐除又は土地の試掘等の許可証）

第2条の3 法第6条第2項の許可証は、障害物伐除許可証又は土地試掘等許可証とする。

（工事の許可申請の手続）

第3条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けようとする造成主又は法第11条の規定による協議を行おうとする者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の施行区域（以下「宅地造成区域」という。）を工区に分けたときは、省令第4条第1項又は第3条の3第1項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（工事の不許可の通知）

第3条の2 法第10条第2項の規定による不許可の通知は、宅地造成に関する工事の不許可通知書とする。

（工事に係る協議）

第3条の3 法第11条の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成に関する工事の協議申出書に省令第4条第1項に規定する図面を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該図面のほか、同条第2項に規定する者にあつては同項に規定する構造計算書を、同条第3項に規定する者にあつては同項に規定する安定計算書を添付するものとする。

2 市長は、前項の協議が成立したときは、当該協議を申し出た者に宅地造成に関する工事の協議成立通知書により通知するものとする。

（工事の着手届）

第4条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けた造成主（法第11条の規定により当該許可があつたものとみなされる者を含む。以下「許可を受けた造成主」という。）は、当該許可に係る宅地造成に関する工事に着手したときは、宅地造成工事着手届書に宅地造成に関する工事の主要な工程の実施に係る計画を記載した書面を添付して市長に提出しなければならない。

（宅地造成の変更の許可）

第4条の2 省令第25条の申請書は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書とする。

2 法第12条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、省令第25条の規定により添付しなければならない図面のほか、当該変更に係る事項を対照した図面を添付して市長に提出しなければならない。

3 法第12条第3項において準用する法第10条第2項の文書は、宅地造成に関する工事の変更許可通知書又は宅地造成に関する工事の変更不許可通知書とする。

(工事の変更に係る協議)

第4条の3 法第12条第3項において準用する法第11条の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成に関する工事の変更協議申出書に第3条の3第1項に規定する図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、当該変更に係る事項を対照した図面を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の協議が成立したときは、当該協議を申し出た者に宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書により通知するものとする。

(工事計画の軽微な変更)

第5条 法第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成に関する工事の変更届書にその写しを添付して市長に提出しなければならない。

第6条 削除

(工事等の変更の届出)

第7条 法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届書にその写しを添付して市長に提出しなければならない。

第8条 許可を受けた造成主又は法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、宅地造成工事工程等の変更届書にその写しを添付して市長に提出しなければならない。

(擁壁の設置の緩和)

第9条 政令第15条第1項の規定による擁壁の代替措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石積み工
- (2) 編柵工
- (3) 筋工
- (4) 積苗工
- (5) 鋼矢板・コンクリート矢板工
- (6) その他市長が適当と認めた工法

(技術的基準の強化等)

第10条 政令第15条第2項の規定により、政令第5条第4号及び第13条第3号の技術的基準を次のとおり強化し、及び付加する。

(1) 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、谷筋又は著しく傾斜している方向に約50メートルの間隔で、その盛土の高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を地下排水管とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。

(2) 雨水に係る排水施設又は合流に係る排水施設（雨水及び汚水を同一の管渠系統で排除するものをいう。以下同じ。）の断面積は、次のア及びイに掲げる数値を用いて算定した計画流量をウに掲げる率で割増したものによって決定すること。

ア 1時間の降雨量 120ミリメートル

イ 流出係数 密集市街地 0.9

一般市街地 0.8

水田及び山地 0.7

畑及び原野 0.6

ウ 割増率 雨水に係る排水施設 20パーセント

合流に係る排水施設 30パーセント

(標識の掲示)

第11条 許可を受けた造成主は、宅地造成に関する工事の期間中所定の許可済の標識をその工事現場内の見やす

い場所に掲示しておかなければならない。

(工事の施行状況報告)

第12条 許可を受けた造成主は、擁壁及び排水施設に関する工事が次に掲げる工程に達したときは、その都度、遅滞なく工事の中間施行状況報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 擁壁の床掘りを完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあつては、その基礎配筋を完了したとき。
- (3) 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したとき。

2 前項の報告書には、当該工事の施行場所を記載した宅地の平面図、断面図及び当該工事の施行状況を明らかにした写真を添付しなければならない。

(工事完了検査の手続)

第13条 法第13条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による宅地造成に関する工事の検査済証の交付は、第3条の規定により宅地造成区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第14条 法第18条第2項において準用する法第6条第1項の身分証明書は、別記様式第2号による。

(書類の様式)

第15条 第2条の障害物伐除許可申請書その他のこの規則(第2条の2及び前条を除く。)に規定する書類の様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法施行細則(昭和38年広島県規則第23号)、市町村長に対する事務委任規則(昭和54年広島県規則第12号)第3条及びこの規則による改正前の福山市宅地造成等規制法施行細則の規定により市長に対してしている申請に対するこの規則の施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長に対してした申請とみなす。

附 則 (平成12年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に宅地造成に関する工事の許可を受け、又は許可の申請をしている者に係る宅地造成に関する工事の技術的基準については、改正後の第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年11月29日規則第136号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年5月15日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

第2章 各種様式等

事前相談書

相談年月日 年 月 日

相談者名前 連絡先 - -

申請者住所

〃 名前

相談場所 福山市 町

(全ての地番を記入)

申請種別 都市計画法第29条・法第43条・宅地造成等規制法・その他()

区域区分等 市街化区域・市街化調整区域・宅地造成工事規制区域

用途地域	担当者記入欄	注:()は既存面積を記入
添付図書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 公図の写し	用途	
(通常必要とする図書) <input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本の写し <input type="checkbox"/> 敷地求積図	敷地面積	m ² (m ²)
<input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 縦横断面図	延べ面積	m ² (m ²)

相談内容

開発指導課
回答記入欄

事前相談書の添付図書について

- 立地基準に係る相談に添付する図書については、当該立地基準「チェックリスト」を参照してください。
なお、通常必要とする図書は次のとおりです。

□事前相談（表紙）

区域区分欄については、市街化区域、市街化調整区域、宅地造成工事規制区域のうち、該当する区域等を○で囲んでください。
□また、相談内容については、可能な限り具体的に記入してください。

□位置図

相談場所及び土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□土地登記簿謄本及び公図の写し

相談場所に隣接する土地の公図も併せて添付してください。
公図の写しには土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□土地利用計画図、縦横断面図

建築物の建築予定がある場合は予定建築物及び進入路の位置を明記し、地表水の排水方向を→で記入してください。（土地利用計画図）

縦、横2方向の断面図に現況地盤線と計画地盤線（地盤高さの差の寸法を記入したもの）を記入してください。なお、現況地盤線と計画地盤線は切土、盛土がない場合も記入してください。（縦横断面図）

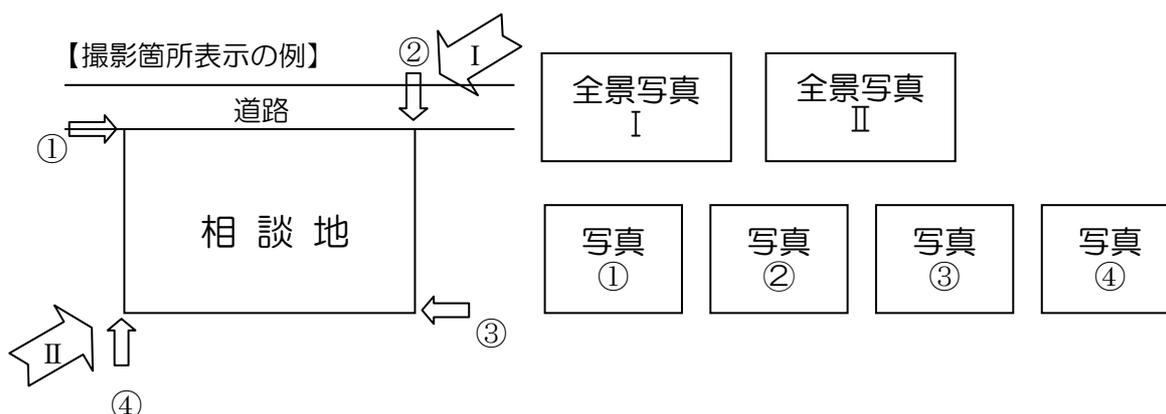
なお、開発許可、宅造許可の要否を相談される場合は、土地利用区域内の雨水排水計画を考慮した造成計画図を添付してください。

□敷地求積図

土地利用範囲の面積がわかるものを添付してください。

□現況写真

敷地の現況（全体がわかるもの2方向以上）及び敷地の境界線に沿って境界の状況がわかるよう撮影してください。また、土地利用範囲を赤線で囲うとともに、説明図（写真番号、撮影箇所、撮影方向を記入）を添付してください。なお、全景写真において境界線の状況がわかる場合は全景写真を境界線の状況の写真と兼ねることができます。



正 宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。		※手数料欄		
福山市長様		年 月 日		
申請者 名前		印		
1	造成主住所及び名前			
2	設計者住所及び名前			
3	工事施行者住所及び名前			
4	宅地の所在及び地番	福山市		
5	宅地の面積	平方メートル		
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル	
		盛土	立方メートル	
	ハ 擁 壁	番号	構造	高さ m
				延長 m
	ニ 排 水 施 設	番号	構造	内法寸法 c m
				延長 m
	ホ	崖面の保護の方法		
ヘ	工事中の危害防止のための措置			
ト	その他の措置			
チ	工事着手予定年月日	年 月 日		
リ	工事完了予定年月日	年 月 日		
ヌ	工程の概要			
7	その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員印			係員印	

副 宅地造成に関する工事の許可通知書

※許可通知欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。					
	許可番号	福山市指令開第	号			
	年	月	日	福山市長 枝廣直幹 印		
	条件	許可条件及び注意事項別紙のとおり				
1	造成主住所及び名前					
2	設計者住所及び名前					
3	工事施行者住所及び名前					
4	宅地の所在及び地番	福山市				
5	宅地の面積	平方メートル				
6 工 事 の 概 要	イ	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ	切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
	ハ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	ニ	排水施設	番号	構造	内法寸法	延長
					c m	m
	ホ	崖面の保護の方法				
ヘ	工事中の危害防止のための措置					
ト	その他の措置					
チ	工事着手予定年月日	年 月 日				
リ	工事完了予定年月日	年 月 日				
ヌ	工程の概要					
7	その他必要な事項					
<p>(注意) 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。</p> <p>2 ※印のある欄は記載しないでください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。</p> <p>4 3欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>7 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p>						

(注) 裏面に行政不服審査法の審査請求並びに行政事件訴訟法による取消訴訟の提起の教示記載があります。

取 下 げ 届 出 書

年 月 日		
福 山 市 長 様		
届出者 住所		
名前 印		
の申請を取下げます。		
申 請 内 容	年 月 日 番 号	年 月 日 福開第 号
	土地の所在及び地番	福山市
	建 築 物 の 用 途	
取下げの理由		

- 備考 1 届出者は、取下げようとする許可申請書の申請者と同一人とする事。
また、当該許可申請書と同一印を押印すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

宅地造成許可標識

← 100 cm →

宅地造成許可標識			
許可年月日及び番号	年 月 日 福山市指令開第 号		
工事場所			
造成主の住所及び名前	(電話 - -)		
工事施行者の住所及び名前	(電話 - -)		
設計者の住所及び名前			
工事施行面積	㎡	現場監理者名前	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		

↑ 80 cm

↑ 100 cm

(注) 宅地造成工事に名称を付するものにあつては、「工事場所」の欄に当該名称を記入すること。

宅地造成工事着手届出書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住所

名前



宅地造成工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 福山市指令開第 号
造成地の所在及び地番	福山市
着手年月日	年 月 日

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 - 届出者の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - この届出書には、宅地造成に関する工事の主要な工程の実施に係る計画を記載した書面及び写真報告管理点を明示した図面を添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

工事の中間施行状況報告書

年 月 日

福山市長様

造成主 住所

名前



宅地造成工事の中間施行状況について、次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 福山市指令開第 号
造成地の所在及び地番	福山市
施行状況の報告事項	1 擁壁の床掘りを完了したとき 2 鉄筋コンクリート擁壁の配筋を完了したとき 3 地下埋設の集水管，暗渠，管渠等の配置を完了したとき

- 備考
- 1 申請者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 - 2 申請者の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 報告事項欄の該当の項目番号を○で囲むこと。
 - 4 この報告書には、工事の施行場所を記載した宅地の平面図，断面図及び工事の施行状況を明らかにした写真を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

宅地造成工事計画変更協議書

年 月 日

福 山 市 長 様

協議者 住所
(許可を受けた者)
名前



次の工事について計画変更が生じるため、事前に関係図書を添え協議します。

許可年月日及び番号	年 月 日	福山市指令開第	号
	年 月 日	福山市指令開第	号
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	

- 備考 1 この協議書には、次に掲げる図書を添付すること。
- 変更案内図 (変更事項 [位置, 変更等] の一覧を表示した土地利用計画図等)
 - 変更部分の対象図面
- 2 2部提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

正 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。		※手数料欄			
福山市長様		年 月 日			
申請者 名前		印			
1 造成主住所及び名前					
2 宅地の所在及び地番 変更前 福山市 変更後 福山市					
3 宅地の面積 変更前 m^2 変更後 m^2					
4 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	変更前	変更後	増減又は変更に係る面積	
		m^2	m^2	m^2	
	ロ 切土又は盛土の土量	変更前		変更後	
		切土	m^2	m^2	
		盛土	m^2	m^2	
	ハ 擁 壁	番号	構 造	高 さ	延長×幅＝面積
			変更前	m	m^2
			変更後		
			変更前		
			変更後		
	ニ 排 水 施 設	番号	構 造	内法寸法	延長×幅＝面積
			変更前	c m	m^2
			変更後		
			変更前		
		変更後			
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					
5 宅地造成に関する工事の許可番号		年（平成 年） 月 日 福山市指令開第 号			
6 変更の理由					
7 その他必要な事項					
※受付欄	※決裁欄	※変更許可に当たって付した条件	※許可番号欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員印			係員印		

(注) 3のハからチは、変更前を赤文字、変更後を黒文字で変更前後を分かるように記入してください。

宅地造成に関する工事の変更概要書

宅造許可（当初）年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更理由		
変更事項概要	変更前	変更後

- 備考 1 この申請書には、次に掲げる図書を添付すること。
- 変更案内図（変更事項〔位置、変更等〕の一覧を表示した土地利用計画図等）
 - 省令第4条に規定する図書のうち宅地造成に関する工事の変更に伴いその内容が変更されるもの
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4とする。

副 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				
	変更許可番号 福山市指令開第		号		
	年 月 日		福山市長 枝廣直幹 印		
条 件		許可条件及び注意事項別紙のとおり			
1 造成主住所及び名前					
2 宅地の所在及び地番		変更前 福山市 変更後 福山市			
3 宅地の面積		変更前 m^2 変更後 m^2			
4 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	変更前		増減又は変更に係る面積	
		m^2		m^2	
	ロ 切土又は盛土の土量	変更前		変更後	
		切土	m^2	m^2	
		盛土	m^2	m^2	
	ハ 擁 壁	番号	構 造	高 さ	延長×幅＝面積
			変更前	m	m^2
			変更後		
			変更前		
	ニ 排 水 施 設	番号	構 造	内法寸法	延長×幅＝面積
			変更前	c m	m^2
			変更後		
			変更前		
		変更後			
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					
5 宅地造成に関する工事の許可番号		年（平成 年） 月 日 福山市指令開第 号			
6 変更の理由					
7 その他必要な事項					
(注意) 1 ※印のある欄は記載しないでください。 2 6欄は、宅地造成に関する工事の変更許可に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。 3 申請者、造成主、設計者又は工事施工者が法人である場合においては、名前は、その法人及び代表者の名前を記入してください。 4 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 5 1欄、2欄、及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。					

(注) 3のハからチは、変更前を赤文字、変更後を黒文字で変更前後を分かるように記入してください。

(注) 裏面に行政不服審査法の審査請求並びに行政事件訴訟法による取消訴訟の提起の教示記載があります。

宅地造成に関する工事の変更届書

年 月 日

様

届出者 住所
名前

㊟

宅地造成等規制法第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更理由

3 宅地造成に関する工事の許可番号

福山市指令開 年（平成 年） 月 日

4 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

福 山 市 長 様

造成主 住所

名前



1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	福山市指令開第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在及び地番	福山市
5 工事施行者住所及び名前	
6 備考	

- 備考
- 1 造成主が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 - 2 造成主の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

完了検査時報告書

年 月 日

1 検査日及び種類

日時： 年 月 日
種類： 開発 ・ 宅造 (該当するものを○で囲むこと)

2 許可年月日及び番号

年 月 日 福山市指令開 第 号
年 月 日 福山市指令開 第 号

3 出席者名簿

会社名	連絡先	名前

4 他法令検査状況報告

許可の種類	許可年月日	許可番号	担当課	担当者名	連絡先	検査状況 又は予定日

- 備考 1 完了検査時に提出すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

宅地造成工事工程等の変更届書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住所

名前



宅地造成に関する工事を〔中止・再開・廃止〕したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 福山市指令開第 号
中止・再開・廃止の理由	
工事進捗状況 及び防災措置	

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 - 2 届出者の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 不用の文字は、消すこと。
 - 4 この届書には、工事の中止又は廃止の場合にあっては現況写真及び必要とする防災措置を示した図面を、また、工事の再開の場合にあっては宅地造成に関する工事の主要な工程の実施に係る計画を記載した書面及び写真報告管理点を明示した図面を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

届 出 書

年 月 日

福 山 市 長 様

造成主 住所

名前



宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 及 び 地 番	福山市
2 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル
3 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
5 工 事 の 進 捗 状 況	

- 備考 1 造成主が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
2 造成主の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

届 出 書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住所

名前



宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在及び地番	福山市
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 - 届出者の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

届 出 書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住所

名前



宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 転用した土地の所在及び地番	福山市
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 - 届出者の名前（法人にあってはその代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - この届出書には、付近見取り図、公図の写し、転用を行った区域を示す平面図、転用の前後を示す銃横断面図及び現況写真を添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

届出書の添付図書について

宅地造成等規制法第15条第3項の規定による「届出書」には、次に掲げる図書を添付し、宅地に転用した日から14日以内に福山市長(開発指導課)に届け出てください。なお、転用前に事前相談をされている場合は当該回答を併せて添付してください。その場合は、転用後の現況写真以外の図書の添付を省略することができます。

□位置図

届出場所及び土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□土地登記簿謄本及び公図の写し

相談場所に隣接する土地の公図も併せて添付してください。公図の写しには土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□土地利用計画図、縦横断面図

地表水の排水方向を→で記入してください。

なお、建築物の建築予定がある場合は予定建築物の位置を明記してください。(土地利用計画図)

縦、横2方向の断面図に現況地盤線と計画地盤線(地盤高さの差の寸法を記入したもの)を記入してください。なお、現況地盤線と計画地盤線は切土、盛土がない場合も記入してください。(縦横断面図)

□敷地求積図

土地利用範囲の面積がわかるものを添付してください。

□現況写真

転用前及び転用後の写真を添付してください。

敷地の現況(全体がわかるもの2方向以上)及び敷地の境界線に沿って境界の状況がわかるよう撮影してください。また、土地利用範囲を赤線で囲うとともに、説明図(写真番号、撮影個所、撮影方向を記入)を添付してください。なお、全景写真において境界線の状況がわかる場合は全景写真を境界線の状況の写真と兼ねることができます。

